

平成 22 年 7 月 5 日

受益者の皆様へ

BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

追加型投信「ホリコ・フォーカス・ファンド(愛称:自由の女神)」
約款変更予定のお知らせ

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「ホリコ・フォーカス・ファンド(愛称:自由の女神)」(以下、当ファンド)において、受益者の利便性に資する目的で、現在の月に一度の追加・解約を毎営業日(ただし米国およびケイマンの休業日は除く)可能にする為に、当ファンドの信託約款に所要の変更を計画しております。変更により解約代金のお支払いは、解約請求受付日から起算して 7 営業日目からを予定しています。

弊社は、当ファンドの信託約款第 47 条に基づき、平成 22 年 9 月 8 日に当ファンドの信託約款の重要事項変更を行う予定である旨、謹んでご報告申し上げます。

また、フランスのビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズとベルギーのフォルティス・インベストメンツの事業統合に伴い、日本法人であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社の両社は、本年 7 月 1 日をもって「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」(以下新会社といひます。)として、新たにスタートしました。両社の事業が融合されることで、より幅広い運用商品とサービスをお客様にお届けできるものと確信しております。新会社の概要は別紙の通りでございます。

当ファンドは、本年 7 月 1 日、新会社に引継がれました。合併に伴い信託約款等の変更を行いました。が、ファンドの商品性や運用内容に変更が生じることはありません。従って、合併に伴う約款変更に対する異議申し立ての手続き等はありません。また、日本経済新聞社の「オープン基準価格」の委託会社名は、フォルティスより「BNP パリバ」に変更になりましたが、ファンド名の記載の変更はありません。

敬具

記

■約款変更に関するスケジュール

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| ① 新聞公告(日経新聞) | 平成 22 年 7 月 5 日 |
| ② 異議申立て期間 | 平成 22 年 7 月 5 日～平成 22 年 8 月 4 日 |
| ③ 約款変更の確定 | 平成 22 年 8 月 5 日 |
| ④ 異議申立て受益者の買取り請求期間 | 平成 22 年 8 月 7 日～平成 22 年 8 月 26 日 |
| ⑤ 約款変更日 | 平成 22 年 9 月 8 日 |

平成 22 年 7 月 5 日現在の投資家の皆様は、異議申立期間に BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に対して書面により、この当ファンドの「月に一度の追加・解約を毎営業日(ただし米国およびケイマンの休業日は除く)可能にする」信託約款変更に対して異議を述べる事が可能となります。その異議を述べた投資家の皆様の受益権の合計口数が平成 22 年 7 月 5 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 22 年 9 月 8 日に当ファンドの信託約款は変更となります。この場合、異議を述べられた投資家の方は、保有されている受益権につき、当ファンドの受託会社に対して信託財産をもって買取ることを請求できます。

■異議申立ての手続きについて

予定しております約款変更に対し、異議のある受益者の方は、書面にて下記2. の内容をご記入の上、下記1. の宛先にご送付下さい。

1. 異議申立書の送付先

〒100-6739 東京都千代田区丸の内 1-9-1 グラントウキョウノースタワー
BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 投信企画部
「ホリコ・フォーカス・ファンド」約款変更に関する異議申立て窓口

2. ご記入いただく内容

- ① ご住所
- ② ご氏名(ご署名、ご捺印)
- ③ ファンド名、保有口数
- ④ 取扱販売会社名、取引支店名、口座番号
- ⑤ 約款変更に対する旨

異議申立てに当たっての注意事項

- ・平成 22 年 8 月 4 日弊社必着にてご郵送下さい。(平成 22 年 8 月 5 日以降に到着した場合は、異議を無効といたします。)
- ・異議を申立てられた受益者につきましては、受益者及び受益者の保有口数等を確認する都合上、お取り扱い販売会社と BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及び受託会社の三者間で受益者に関する情報を共有することに同意いただけたものといたします。
- ・異議申立書の記載に不備がある場合は、異議を無効とさせていただきます場合があります。
- ・異議の無い受益者の方は、手続きの必要はありません。
- ・異議申立て期間中についても、約款変更に対して異議を申し立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り当該ファンドの解約のお申込みを受け付けております。

■異議申立ての受益者の買取り請求手続きについて

異議申立ての受益者は、当ファンドの約款変更が決定した場合、以下の手続きにより自己の所有する受益権について、信託財産をもって買取ることを請求することができます。

- ① 買取請求をご希望のご投資家の方は、販売会社の担当窓口の本支店担当者に買取請求必要書類をご請求下さい。販売会社より「買取請求のご案内」をお送りいたします。
- ② 買取請求必要書類へのご記入
- ③ 買取請求必要書類を販売会社へご送付
- ④ BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社から受託会社へ買取請求必要書類の送付
- ⑤ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託会社から販売会社を通じてご指定銀行口座への買取代金のお振込(お支払代金から振込手数料と買取清算書の郵送費用を差し引かせていただきます。)

上記の買取請求は、議決権行使による反対されたご投資家が、法令に基づいて受託会社の信託財産に対して行なうものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。このご請求手続きは一部解約の実行請求に準ずるものとします。

●本件に関してご不明な点がございましたら下記までお問合せ下さい。

BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

フリーダイヤル:0120-996-222 受付時間は土日祝日を除く午前 10 時～午後 5 時

以上

別紙

新会社の概要

| 項目 | 2010年7月1日以降の概要 |
|--------|---|
| 会社名 | BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 (英文名:BNP Paribas Investment Partners Japan Ltd.) |
| 住所 | 〒100-6739 東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウノースタワー |
| 代表電話番号 | (03)6377-2800 |
| 登録番号 | 関東財務局長(金商)第378号 |
| 加入協会 | (社)投資信託協会 (社)日本証券投資顧問業協会 |
| 資本金 | 4億5000万円 |
| 株主 | ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ 所有株数:9,000株/所有比率:100% |
| ホームページ | http://am.japan.bnpparibas.com/ |
| 会社のロゴ |  |

BNP パリバ グループ

平成12年5月、パリ国立銀行とパリバ銀行の合併によりフランス大手の総合金融グループとして誕生しました。ビー・エヌ・ピー・パリバ グループは世界各国に拠点を有し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、投資顧問業務、ならびにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、その実績と経験を基に、グローバルに金融サービスを提供しています。中核銀行であるビー・エヌ・ピー・パリバの格付けは、S&PではAA格、ムーディーズではAa2格となっております。

BNP パリバ インベストメント・パートナーズ

欧州第5位*の資産運用会社。

欧州を中心にグローバルにビジネス展開。全世界に46カ国*の運用拠点を保有。

資産運用残高:約5,300億ユーロ*(約70.6兆円)

従業員数:約4,200名

フォルティス銀行は、2009年5月、フランスの大手金融グループであるBNPパリバの傘下となりました。

※ BNPパリバ インベストメント・パートナーズとフォルティス・インベストメンツの2009年12月末時点の合算。総資産額、運用資産額については2009年12月末時点の為替、1ユーロ=133.20円(出所:ブルームバーグ)で円換算しています。